

福島県地域創生総合支援事業(サポート事業、県戦略事業)実施要領

制	定	平成 18 年 3 月 8 日
改	正	平成 20 年 3 月 28 日
改	正	平成 22 年 4 月 1 日
改	正	平成 23 年 4 月 26 日
改	正	平成 24 年 4 月 1 日
改	正	平成 26 年 4 月 1 日
改	正	平成 27 年 4 月 1 日
改	正	平成 28 年 4 月 1 日
改	正	平成 29 年 4 月 1 日
改	正	平成 31 年 4 月 1 日
改	正	令和 3 年 4 月 1 日
改	正	令和 4 年 4 月 1 日
改	正	令和 5 年 4 月 1 日

1 目的

福島県地域創生総合支援事業(サポート事業、県戦略事業)(以下「総合支援事業」という。)は、現場主義の精神の下、地方振興局を中心とする出先機関が、地域課題の解決や地域づくりの方向性について、集落等や民間団体、市町村等と共に考え、認識を共有し、役割分担と連携を図った上で、最も有効な事業手法を選択し、機動的かつ柔軟に実施していくことにより、住民が主役の個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に寄与することを目的として創設するものである。

2 定義

この実施要領において用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 過疎地域

福島県過疎・中山間地域振興条例(平成 17 年福島県条例第 68 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 号並びに福島県過疎・中山間地域振興条例第 2 条第 4 号の地域を定める規則(平成 17 年福島県規則第 44 号。以下「規則」という。)第 1 号で定める地域をいう。

(2) 特定過疎地域

過疎地域のうち申請年度の前々年度までの財政力指数が市町村平均の 2 分の 1 以下の市町村の区域をいう。

(3) 中山間地域

条例第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに規則第 2 号で定める地域をいう。

(4) 特定中山間地域

条例第 2 条第 1 号又は第 2 号で定める地域のうち、全域が公示された市町村で、かつ、申請年度の前々年度までの財政力指数が市町村平均以下の市町村の区域をいう。

(5) 過疎・中山間地域

(1)及び(3)の地域とする。

(6) 地域再生計画に係る事業

地方振興局長が、国から認定された地域再生計画内の「支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容」に記載された事業又は記載された事業と密接に関連し、当該計画の目的を達成する上で波及効果が大きいと認められる事業のいずれかに該当すると認めた事業をいう。

(7) 複数市町村の連携体

複数市町村のみで構成する協議会、広域連合及び一部事務組合とする。

(8) 集落等

次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体

イ 複数のアで構成する協議会、連合会

ウ アと大学や民間団体が連携した事業体、連合体

(9) 民間団体

公の機関でない、ある目的のためにまとまった2人以上の集まりをいう。

ただし、政治活動や宗教活動、暴力的不法行為等を行うことを主たる目的として設立されたものを除く。

(10) 民間企業

集落等と協定を結び、市町村の推薦を受けた次のいずれかに該当する者であつて、かつ、事業実施地域に事業所(本社、営業所等)を有している団体をいう。

ア 個人事業主 ただし、所得税法第143条の青色申告の承認を受けた者に限る。

イ 法人

(11) 協定団体

おおむね半数以上が集落等の住民又は集落等の住民とゆかりのある者で構成される団体であつて、集落等と協定を結び、かつ、市町村の推薦を受けた次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 公に属さない任意団体

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日号外法律第181号)に規定する企業組合

ウ 特定非営利活動促進法(平成10年3月25日号外法律第7号)に規定する特定非営利活動法人

(12) 小さな拠点づくり(集落ネットワーク圏の形成)

役場支所、診療所、商店等の日常生活を支える機能を有する基幹的な集落及びその周辺の集落で構成される小学校区など住民生活の一体性を有する地域において、生活環境の維持向上や地域資源を活用したしごとづくりなど、住民同士の話し合いを通じた地域運営の仕組みづくりを推進し、地域課題の解決を図る取組をいう。

3 事業区分

総合支援事業の区分及び内容については、次のとおりとする。

(1) サポート事業

ア 一般枠

(ア) 民間団体が行う広域的な視点に配慮された事業又は先駆的、モデル的な事

業であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業であって、地方振興局長が別に定める採択方針に合致する事業に対し県が補助する事業とする。

ただし、営利を目的とした事業を除く。

- (イ) 補助事業者、対象地域、補助率、補助の期間、補助対象事業費の下限及び補助限度額は、別表1-1のとおりとする。

イ 市町村枠

- (ア) 市町村及び複数市町村の連携体が行う地域創生の推進に寄与し、具体的な効果が見込める事業であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業であって、県が補助する事業とする。

ただし、廃校・空き家等を活用する場合を除くインフラ施設等の整備・改修を目的とした事業及び一過性のものについては補助の対象としない。

- (イ) 補助事業者、対象地域、補助率、補助の期間、補助対象事業費の下限及び補助限度額は、別表1-2のとおりとする。

ウ 過疎・中山間地域活性化枠

(ア) 集落等活性化事業

- a 集落等が行う集落等再生事業（単なる維持修繕を除く。）であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業であって、県が補助する事業とする。

- b 集落等が行う集落等再生計画策定事業であり、県が補助する事業とする。

- c 補助事業者、対象地域、補助率、補助の期間、補助対象事業費の下限及び補助限度額は、別表1-3のとおりとする。

(イ) スタートアップ支援事業（収益事業）

- a 民間企業や協定団体が地域資源を活用して行う地域に根差したスマールビジネスの立ち上げや生業の創出に係る事業（既に収益活動を実施している団体における業態転換や新分野への進出、事業拡大等を含む。）であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業であって、県が補助する事業とする。

- b 補助事業者、対象地域、補助率、補助の期間、補助対象事業費の下限及び補助限度額は、別表1-4のとおりとする。

(ウ) 集落ネットワーク圈形成事業

- a 市町村又は小さな拠点づくり計画に定める事業実施主体が行う小さな拠点づくり事業であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業であって、県が補助する事業とする。

- b 市町村が行う小さな拠点づくり計画策定事業であり、県が補助する事業とする。

- c 補助事業者、対象地域、補助率、補助の期間、補助対象事業費の下限及び補助限度額は、別表1-5のとおりとする。

(2) 県戦略事業

地方振興局を中心とした出先機関が連携を図りながら、予算の範囲において、それぞれの地域の実情に即した効果的な事業を柔軟かつ機動的に実施する。

ア 過疎・中山間地域振興事業

(ア) 過疎・中山間地域の振興を図るため、住民の提案等を受け、県が実施主体となるソフト事業及び必要に応じて民間団体や市町村等と共同組織を組織して実施するソフト事業とする。

(イ) 事業の実施主体、対象地域、対象事業費及び事業の期間は別表2のとおりとする。

イ 地域経営事業

地域固有の課題を踏まえ、地方振興局が地方創生に特化した集中的な事業構築により、地方創生の加速を図る事業とする。

なお、詳細については別に定める。

ウ 地域連携調整事業

広域的及び年度途中に発生する突発的な地域の課題等に機動的に対応する事業とする。

なお、詳細については別に定める。

4 事業の執行

(1) 予算

ア 予算配分額の通知

企画調整部長は、過疎・中山間地域経営戦略会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第2条第1項に基づき設置される過疎・中山間地域経営戦略本部会議（以下「本部会議」という。）での協議及び各地方振興局管内の人口、面積、市町村数等を総合的に勘案して、地方振興局長に対して予算の配分額を通知するものとする。

イ 予算の配分

企画調整部長は、(2)ア及び(3)に規定する報告等に基づき、地方振興局長に予算を配分するものとする。

(2) サポート事業

ア 事業の決定

地方振興局長は、サポート事業に関し、補助事業者から事業計画書の提出を受け、配分の通知を受けた予算の範囲内において、管内の施策の総合性が保たれるよう、必要に応じて以下の会議において意見を聴き、関係事業（国、県及びこれらの公社等外郭団体並びに市町村の事業を含む。）との調整を図った上で、決定するものとする。

また、地方振興局長は、毎月10日までに、前月末における事業の決定状況及び事業概要等を事業執行計画書にまとめ、企画調整部長に報告するものとする。

(ア) 一般枠及び市町村枠については、福島県地方振興政策会議規程（平成6年福島県訓令第5号）に基づき設置される福島県地方振興政策会議（以下「政策会議」という。）

(イ) 過疎・中山間地域活性化枠については、設置要綱第2条第1項に基づき設置される過疎・中山間地域経営戦略地方会議（以下「地方会議」という。）

イ 事業の変更

アで決定のあった事業内容に変更がある場合には、地方振興局長は補助事業者から事業変更計画書の提出を受け、アの手続に準じて処理するものとする。

ウ 事業の完了

地方振興局長は、アの事業が完了したときは、補助事業者から事業成果調書（電子媒体での提出）及び事業実績書の提出を受け、審査の上、企画調整部長に事業成果調書（電子媒体での提出）、事業実績書及び事業執行結果報告書を提出するものとする。

エ 事業の検証

(ア) 地方振興局長は、ウで完了した事業の成果、改善すべき内容等を把握し、翌年度の効果的な事業の執行に資するため、成果発表会を開催するなど最も適切な方法により事業の検証を行うものとする。

(イ) 地方振興局長は、ウの補助事業者から追跡調査報告書の提出を受け、追跡調査結果一覧表とともに毎年5月末日までに企画調整部長に提出するものとする。

(3) 県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分）

過疎・中山間地域振興事業に関する事業の決定、変更、完了及び検証の報告については設置要綱第6条第8項及び第9項の規定によるものとする。

5 補助金交付事務

補助金交付に関する事務は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第4条第3項の表第5の項に規定する部長があらかじめ通知したものとし、その手続については、別に定める補助金交付要綱によるものとする。

6 その他必要事項

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 福島県地域づくりサポート事業実施要領は、廃止する。

3 この要領の施行の際、現に福島県地域づくりサポート事業の規定による補助金の交付決定のあった補助事業に関しては、同要領の規定は、この要領施行後も、なおその効力を有するものとする。

ただし、事業の検証に係る追跡調査報告書及び検証結果報告書については、この要領の規定を適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1－1

一般枠

補助事業者	・民間団体
対象地域	・全ての市町村の区域
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業費の2／3以内 ただし、特定過疎地域は3／4以内 ・過疎地域、特定中山間地域及び地域再生計画に係る事業、並びに東日本大震災や新潟・福島豪雨など福島県復興計画に位置付けられた災害からの復興関連事業(新規事業に限る。)については、地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。※1
補助の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。
補助対象事業費の下限	<ul style="list-style-type: none"> ・50万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・500万円 ・地域間の交流を目的とする事業については、700万円。※2 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。 ・東日本大震災や新潟・福島豪雨など福島県復興計画に位置付けられた災害からの復興関連事業(民間団体が行う新規事業に限る。)について、補助率を10／10にした場合は、100万円。
補助金額算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる額のいづれか少ない額とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費×補助率 (2) 参加料や協賛金、市町村補助金などの事業収入や自己資金といった補助金以外の収入がある場合で、その合計額が補助対象経費以外の額を超えるときに、当該超えた額を補助対象経費の合計額から控除した額。

※1 前年度に復興関連事業として補助率を引き上げた事業は、前年度の補助率を下回れば、局長判断により引き続き通常補助率からの引上げを可能とする。

※2 地域間の交流を目的とする事業とは、補助事業者が、主な事業活動場所となる振興局管内以外の特定の地域や団体と行う交流事業をいう。

別表1－2
市町村枠

補助事業者	・市町村	・複数市町村の連携体
対象地域	・全ての市町村の区域	同 左
補助率	・補助対象事業費の3／4以内 ただし、特定過疎地域は4／5以内 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、 これを超えることができる。※1	・補助対象事業費の4／5以内 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、 これを超えることができる。※1
補助の期間	・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、 これを超えることができる。	同 左
補助対象事業費の下限	・50万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、 これを下回ることができる。	同 左
補助限度額	・1,000万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、 これを超えることができる。	同 左
補助金額算定方法	・次に掲げる額のいずれか少ない額とする。 (1)補助対象経費×補助率 (2)参加料や協賛金などの事業収入や自己資金といった補助金以外の収入がある場合で、その合計額が補助対象経費以外の額を超えるときに、当該超えた額を補助対象経費の合計額から控除した額。	同 左

※1 前年度に補助率を引き上げた事業は、前年度の補助率を下回れば、局長判断により引き続き通常補助率からの引上げを可能とする。

別表1－3

過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）

補助事業者	・集落等
対象地域	・過疎・中山間地域
補助率	<p>①集落等再生事業 ・補助対象事業費の4／5以内 ただし、集落等再生計画策定事業で策定した集落等再生計画又は大学生と集落の協働による地域活性化事業で策定した集落の活性化に向けた計画に基づく事業を実施する場合は、100万円まで10／10以内、100万円を超える部分は4／5以内</p> <p>②集落等再生計画策定事業 ・補助対象事業費の10／10以内</p>
補助の期間	<p>・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。)</p> <p>・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。</p>
補助対象事業費の下限	<p>・25万円 (集落等再生計画策定事業を除く)</p> <p>・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。</p>
補助限度額	<p>①500万円(集落等再生事業) ②30万円(集落等再生計画策定事業)</p> <p>・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。</p>
補助金額算定方法	<p>・次に掲げる額のいづれか少ない額とする。</p> <p>(1)補助対象経費×補助率</p> <p>(2)参加料や協賛金、市町村補助金などの事業収入や自己資金といった補助金以外の収入がある場合で、その合計額が補助対象経費以外の額を超えるときに、当該超えた額を補助対象経費の合計額から控除した額。</p>

別表1－4

過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ支援事業（収益事業））

補助事業者	・民間企業、協定団体
対象地域	・過疎・中山間地域
補助率	・補助対象事業費の 9／10以内
補助の期間	・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。
補助対象事業費の下限	・20万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。
補助限度額	・300万円 ただし、3か年を限度に継続を認める場合は補助の累積額を300万円とする。 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。
補助金額算定方法	補助対象経費 × 補助率

別表1－5

過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圈形成事業）

補助事業者	<p>①小さな拠点づくり事業 ・市町村 ※以下による実施を可能とする ・市町村が直接実施する事業 ・小さな拠点づくり計画に定める事業実施主体に対する委託により実施する事業 ・小さな拠点づくり計画に定める事業実施主体に対して補助金を交付し、若しくは負担金を支出して行う事業</p> <p>②小さな拠点づくり計画策定事業 ・市町村</p>
対象地域	・過疎・中山間地域
補助率	<p>①小さな拠点づくり事業 9／10以内 ただし、工事請負費及び備品購入費(取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品)については2／3以内とする。</p> <p>②小さな拠点づくり計画策定事業 9／10以内 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。</p>
補助の期間	<ul style="list-style-type: none"> 原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。) 地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。
補助対象事業費の下限	<ul style="list-style-type: none"> 25万円 (小さな拠点づくり計画策定事業を除く) 地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。
補助限度額	<p>①500万円(小さな拠点づくり事業) ただし、3か年を限度に継続を認める場合は補助の累積額を500万円とする。 なお、補助の累積額には小さな拠点づくり計画策定事業分を含む。</p> <p>②50万円(小さな拠点づくり計画策定事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。
補助金額算定方法	補助対象経費×補助率

別表2

県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業）

事業実施主体	<ul style="list-style-type: none">・県・民間団体及び県で構成される団体・市町村等及び県で構成される団体・民間団体、市町村等及び県で構成される団体
対象地域	<ul style="list-style-type: none">・過疎・中山間地域
対象事業費	<ul style="list-style-type: none">・地方会議で決定した事業に係る経費
事業の期間	<ul style="list-style-type: none">・3か年を限度